

# 答 申

## 第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、本件開示請求に対し「公共用地確定調書の交付について（平成19年9月19日付け決裁）」の一部を不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 請求対象文書及び決定の内容

- 1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容  
公共用地確定調書の交付について（平成19年9月19日付け決裁）
- 2 不開示とした部分  
個人の実印の印影、生年月日及び顔写真

## 第3 審査請求の趣旨及び理由

- (1) 環衛第343-2号で開示された「公共用地確定調書の交付について」のうち「公共用地確定調書」には、「関係者立会協議の結果、別紙のとおり確定」となっており、協議内容書がないのは極めて不自然である。境界確定により市有地が極めて不透明な形で減少している。
- (2) 仮に文書の形式がないとしても、当時の市職員から聴取を行い、境界確定の協議内容の記録（相手の主張とその根拠、市が認めた根拠）を開示すること。
- (3) 境界設定同意書には月日は記入されず、市の同意印はなく、ここでも「境界確定協議の結果」と記されている。改めて「協議内容」の文書がないのは、不自然である。
- (4) 極めて不透明な境界確定については、境界確定における協議内容（相手の根拠と市が同意した根拠のわかるもの）を開示してもらうことで説明される。
- (5) 開示された文書では境界確定の内容が理解できないから開示請求しているにもかかわらず、実施機関は「開示した文書で、確定内容は理解できる」との理由で棄却を求めることは、極めて不当な弁明である。
- (6) 鹿児島市当局の他部署では「面談等」でもその記録が残されているが、環境衛生課だけは、大掛かりな測定作業まで行っているにもかかわらず、協議内容の記録を取ることもしないのか。記録としての「協議内容書」がないのであれば、当時の関係者から聞き取り、不明な内容を補足すべきことは、当然なことと考える（市の他部局では実施してもらった。）。
- (7) 市長宛の要請書、質問状、情報開示で得た結論は、市は虚偽の内容で意図的に墓地の境界確定をしたか、若しくは不正に奪取されていると思わざるを得ない。実施機関は公文書の開示請求制度は「市が現に保有する公文書を開示する制度」と主張するが、公平、公正な市政を市民に担保する制度である。「情報公開」「説明責任」は両方あって初めて「開かれた市政」「生きた制度」である。現存する公文書を開示するだけでは事足りず、

開示した文書に不足が生じたときは、その不足を補い、もし間違いがあればそれを正すことが公文書の開示請求制度の真の目的ではないのか。「説明責任」を放棄するような処分の妥当性には納得できない。

- (8) もし、公文書の開示制度上は問題がないと、結論付けるのであれば、私の疑念を晴らす方法を教示頂きたい。

#### 第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査請求人は、一部開示決定された文書に協議内容書がないのは不自然と主張しているが、本決定に係る墓地の境界確定に関しては、開示した文書で境界確定内容は理解できること、境界確定の申請に必要な書類ではないことから、審査請求人のいう協議内容書なるものは作成していない。これは、他の墓地の境界確定においても、同様である。

以上のことから、協議内容書は存在しないため、当該決定は妥当である。

なお、当時の担当者等へ聞き取りを行い、文書を作成して開示すべき、との審査請求人の主張については、公文書の開示請求制度が、市が現に保有する公文書を開示する制度であるため、審査請求の理由に当たらない。

#### 第5 審査会の判断等

##### 1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

##### 2 審査会の判断

###### (1) 本件対象公文書について

審査請求人の開示請求の対象は、今回の墓地に係る境界確定を行った際の協議内容、境界確定の申請者の主張とその根拠及び実施機関が同意した経過が分かる文書であり、これに対し、実施機関は、本件対象公文書を特定し、個人情報を除いて一部開示したものである。

本件対象公文書である原議書は、公共用地境界確定調書、境界設定同意書、現況平面図、立会い写真、公共用地境界確定申請書（委任状、印鑑証明書及び履歴事項全部証明書を含む。）並びに当該墓地に係る公図、登記簿その他関係図面で構成されている。

###### (2) 審査請求の趣旨について

審査請求人の主張をみると、上記第3にあるとおり、本件対象公文書の不開示部分に関するものではなく、本件対象公文書以外に、今回の境界確定に係る協議内容が分かる文書（以下「協議内容書」という。）が存在しない点に関するものであるため、審査会としては、この点について、以下検討する。

###### (3) 協議内容書の存否について

協議内容書の不存在が不自然であるとの審査請求人の主張に対し、実施機関は、境界確定の申請に必要な書類ではないため、協議内容書は作成しておらず、これは、他の墓地の境界確定においても同様である旨の弁明をしている。

そこで、審査会が、実施機関が保有していた平成17年度から平成21年度までの間

における墓地に関する民有地との境界確定に関する同様の公文書について確認したところ、いずれの場合も協議内容書は存在しなかったことから、この点を踏まえると、実施機関の説明に特段不合理な点はみられない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、文書がない場合は、当時の職員に聞き取りを行い、文書を作成して開示すべき旨主張するが、鹿児島市情報公開条例上、開示請求できる公文書は、実施機関が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関が現に保有しているものとされているため、開示請求に対し、新たに文書を作成し、開示すべき条例上の義務はない。

その他、審査請求人は、境界確定の妥当性について種々の主張を行っているが、いずれも審査会の判断を左右するものとは認められない。

以上のことから、審査会としては、協議内容書は不存在であると認定せざるを得ない。

よって、審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

# 審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成28年12月15日	実施機関からの諮問を受けた。
平成29年 1月 5日	審査請求人から口頭意見陳述の申立てがなされた。
平成29年 1月10日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
平成29年 2月22日 (第2回審査会)	諮問の審議を行った。(審査請求人から意見を聴取した。)
平成29年 3月29日 (第3回審査会)	答申案の審議を行った。